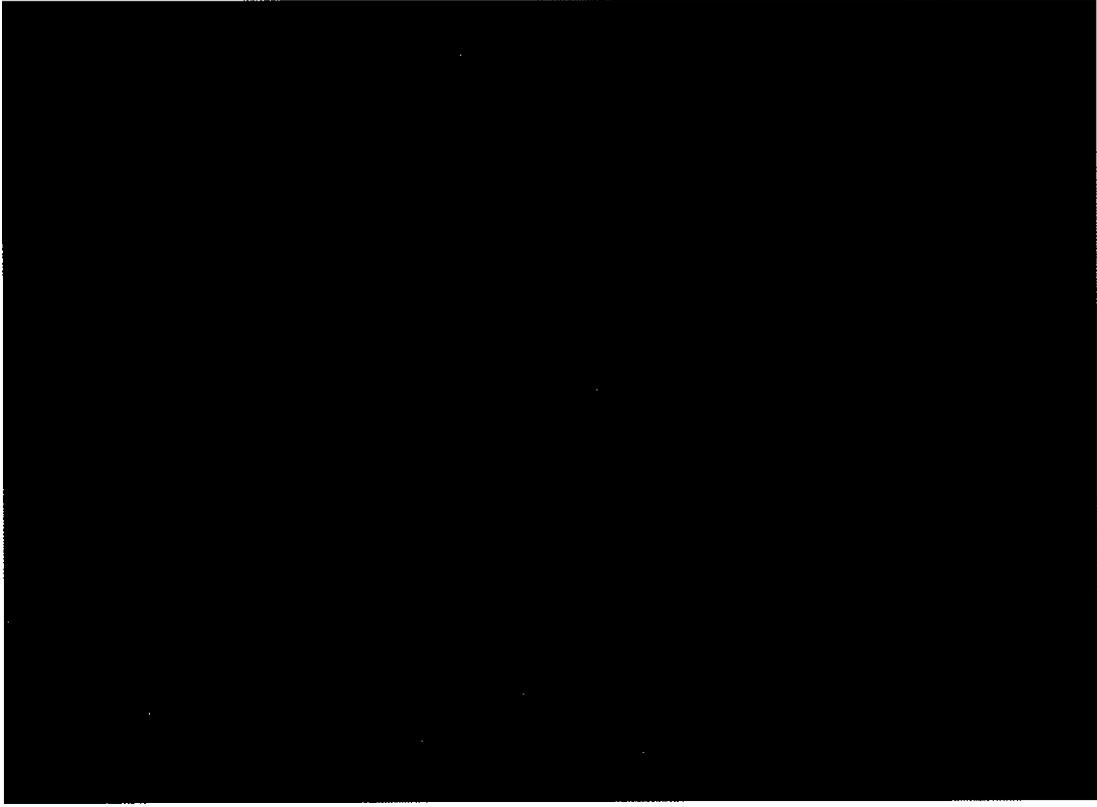


島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

備 考	変更後	変更前																		
	<p>(記録) 第1119条 各課長および当直長は、表1119-1のうち、1.および2.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表1119-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第37条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td>検査の都度</td> <td>検査に係る原子炉容器等の 存続する期間</td> </tr> <tr> <td>(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第37条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の 存続する期間	(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間	<p>(記録) 第1119条 各課長および当直長は、表1119-1のうち、1.および2.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表1119-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第37条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td>検査の都度</td> <td>検査に係る原子炉容器等の 存続する期間</td> </tr> <tr> <td>(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第37条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の 存続する期間	(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間
記録 (実用炉規則第37条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																		
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の 存続する期間																		
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間																		
記録 (実用炉規則第37条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																		
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の 存続する期間																		
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間																		

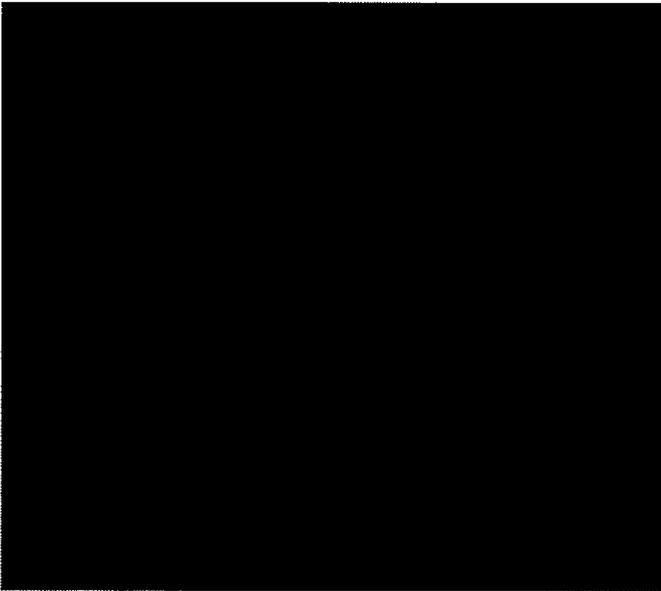
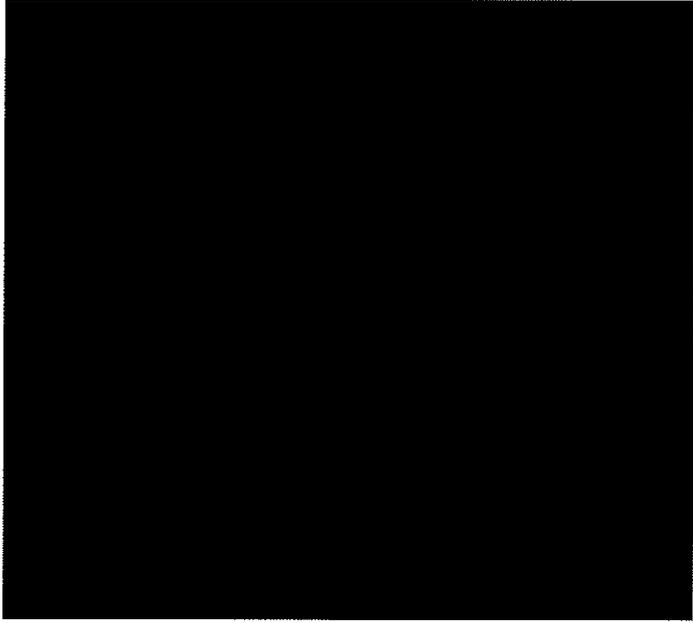
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う、記載の適正化

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>添付2 (管理区域図)</p> <p>(従前の例)</p>  <p>※：島根3号炉初裝荷燃料を原子炉内に装荷開始するまでの島根3号炉管理区域を付図1に示す。</p>	<p>添付2 (管理区域図)</p> <p>(従前の例)</p>  <p>※：島根3号炉初裝荷燃料を原子炉内に装荷開始するまでの島根3号炉管理区域を付図1に示す。</p>	<p>変更なし</p>

本資料のうち、枠囲みの内容は核物質防護に係る事項のため公開できません。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(付図1)</p> <p>3号原子炉建物5階</p> 	<p>(付図1)</p> <p>3号原子炉建物5階</p> 	<p>島根3号炉原子炉建物5階管理区域の変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>附則(平成 年 月 日 原第号) (施行期日) 第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	